

# (案)

印紙

貼付

## 契 約 書

役務の名称 厚別区役所・厚別区民センター駐車場等除雪業務

上記の役務について、発注者 札幌市(以下「委託者」という。)と、  
受注者 (以下「受託者」という。)は、  
次のとおり契約を締結する。

(委託契約)

第1条 受託者は、上記役務について、別紙仕様書に基づき行うものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、次のとおりとする。

自 (契約締結日)  
至 令和3年3月31日まで

(契約金額)

第3条 契約金額は、出来高払いとし、単価は次のとおりとする。

(1) タイヤショベル(1.4~2.0m <sup>3</sup> )	1時間	円
	10分間	円
(2) ダンプトラック(10tクラス)	1時間	円
	10分間	円
(3) ダンプトラック(4tクラス)	1時間	円
	10分間	円
(4) 普通作業員	1時間	円
	10分間	円

ただし、1か月毎の集計時間に10分未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 上記の契約単価には、消費税及び地方消費税額を含むものとする。

(契約金の支払い)

第4条 委託者は、業務の成果について第6条により検査を実施し、誠実に履行されているときは、第3条に定める金額により1か月毎に集計した月額を、受託者の請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(業務報告及び検査等)

- 第6条 受託者は、当該業務作業後、遅滞なく業務報告書等を提出しなければならない。
- 2 委託者は、受託者からの報告により除雪処理状況が、この契約の各条項に適合しているか否かを検査しなければならない。
- 3 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、委託者から業務の補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、委託者の再検査を受けなければならない。

(監督)

第7条 委託者は、契約の履行を確保するため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとする。

2 受託者は、前項の規定により委託者から指示があった場合は、速やかに必要な措置をとらなければならない。

(機材等)

第8条 受託者は、作業に必要な車両機械、作業用具等を自らの負担において常備しなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第9条 受託者は、業務の執行上、受託者の責めに帰すべき事由により、委託者に損害を与えた場合は、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第10条 受託者は、業務の執行上、受託者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合は、その一切の損害を賠償しなければならない。

(談合行為に対する措置)

第11条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了しにおいても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

条第1項の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除)

第12条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。

(3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。)札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約(トにおいて「関連契約」という。)の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額を賠償金として請求することができる。

3 第1項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害を請求することができない。

(従事者に対する責任)

第13条 受託者は、業務に従事する者に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負い、適切な賃金及び労働条件の確保に努めなければならない。

(権利の譲渡禁止)

第14条 受託者は、この契約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、業務の執行上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協議)

第16条 この契約の履行において疑義が生じた場合は、委託者受託者双方協議の上解決するものとする。

(裁判管轄)

第17条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

(遵守事項)

第18条 この契約に定めるもののほか、委託者受託者とも札幌市契約規則及び関係法令を遵守するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元克広

受託者

注)印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。